

ウィッグ・補整下着購入費用 補助制度のご案内

～がん患者社会参加応援事業～

がん治療の化学療法・放射線療法による脱毛、
手術療法による乳房切除された方を対象に、
ウィッグ（かつら）や補整下着の購入費用を助成します。

詳しくはチラシの裏面、
鳥取県・鳥取市のホームページをご覧ください。

鳥取県 ウィッグ 補整下着

検索



<鳥取県HP>



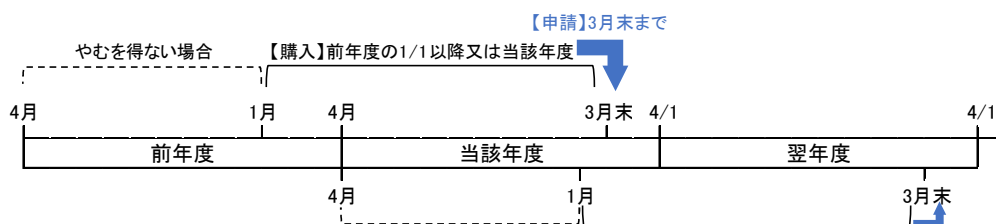
<鳥取市HP>



鳥 取 県
鳥 取 市

● 制度の概要

補助対象者	世帯の市町村民税（所得割課税年額）が235,000円未満の鳥取県に住所を有するがん患者。
補助対象経費	<p>① ウィッグ（全頭用かつら） 対象：がんの治療（化学療法又は放射線療法）を受けた方、現在受けている方 ※全頭用かつらに限り、装着に必要な頭皮保護用のネットを含みます。 ※付属品及びケア用品は対象外です。 ※部分的なかつらや部分的に毛髪が付いた帽子などは対象外です。</p> <p>② 補整下着等の胸部補整具 対象：乳がん等の治療（手術療法）を受けた方 ※付属品及びケア用品は対象外です。</p>
補助率・補助額	購入経費の1/2（補助上限額 2万円） ※千円未満は切り捨て
補助回数	①又は②ごとに1人1回
申請に必要な書類	ア 鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金交付申請書兼実績報告書 イ 補助対象補整具の購入に係る領収書の写し ウ 診療明細書などがん治療を受療していることが分かる書類 ・ウィッグの申請：化学療法又は放射線療法を受けたことがわかる書類 ・補整下着等の申請：手術療法を受けたことがわかる書類 エ 世帯全員の所得課税証明書（市町村民税の所得割課税年額のわかる書類） ※義務教育以下の子供は省くことができます。 ※場合によってはその他の提出書類を求められることがあります。
申請期限	購入日の属する年度の3月末日まで。ただし、1月から3月末日までに購入したものは、購入日の属する年度の翌年度の3月末日までの申請が可能です。 また、がん治療の受療により期間中の申請が困難な場合や申請書類の発行に時間を要する場合など、やむを得ない場合として総合事務所長等が認める場合は、4月から12月末日までに購入したのものについて、購入日の属する年度の翌年度の3月末日までの申請が可能です。



● Q&A

質問	回答
補助してもらえる回数は何回ですか？	補助対象は①ウィッグ、②補整下着等の胸部補整具ごとに1人当たり1回に限りです。例えば、ウィッグで助成を受けたかたが、補整下着等の補助を受けることは可能です。購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて申請することは可能です。
異なるがんにかかった場合や再発・転移した場合には再度申請が可能ですか？	再発・転移・異なるがんにかかった場合でも、同じ補助用品について2回目以降の申請はできません。
治療を受けた日が3年前なのですが、補助の対象となりますか？	治療を受けられた日は問いません。
補助対象となるのは、どのようなウィッグ（かつら）ですか？	全頭タイプのかつら（装着のための頭皮保護ネットを含む）に限りです。ただし、全頭タイプのかつらに類似した、全面に毛髪のついた帽子は対象としています。部分的なかつらや、一部毛髪のついた帽子は対象外です。
乳がん患者用のパットや人工乳房など下着以外のものも対象となりますか？	乳房を切除されたかたの胸部を補整するものであれば対象となります。

● 申請・問合せ窓口 ※申請書はお近くの窓口で郵送又は持参ください。

鳥取市保健所	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-138-4	電話：0857-20-0320 FAX：0857-20-3965
中部総合事務所 倉吉保健所	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2	電話：0858-23-3143 FAX：0858-23-4803
西部総合事務所 米子保健所	〒683-0802 鳥取県米子市東福原1丁目1-45	電話：0859-31-9318 FAX：0859-34-1392